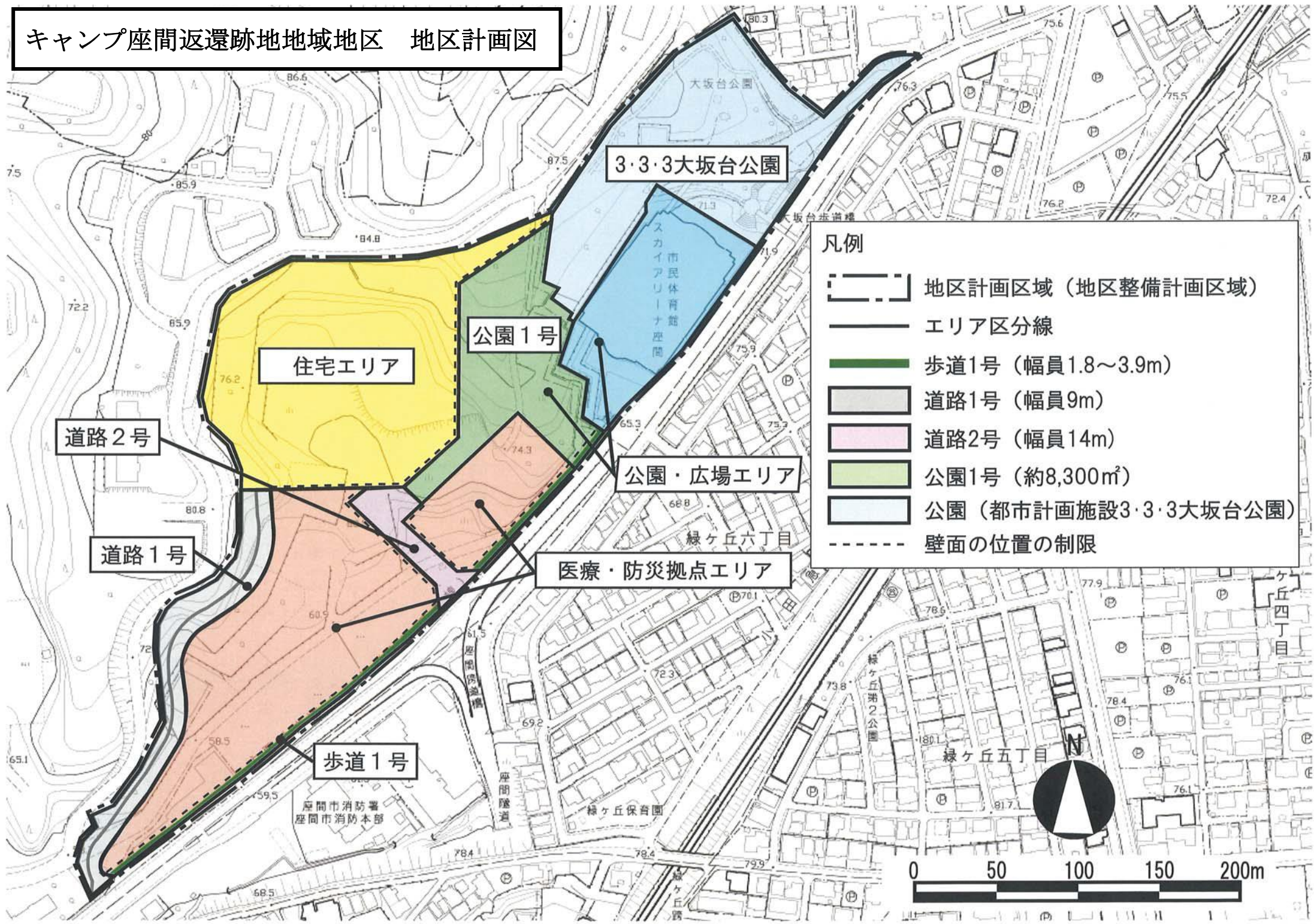





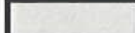
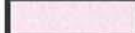
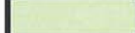


No.		8					
名称		キャンプ座間返還跡地地域地区地区計画					
決定告示日		平成 26 年 4 月 18 日					
告示番号		座間市告示第 51 号					
位置		座間市相武台一丁目、座間入谷字山の神、座間入谷字明王谷、座間字山ノ神、座間字大坂下地内					
面積		約 8.0ha					
区域の整備・開発及び保全の方針	地区計画の目標	<p>キャンプ座間返還跡地地域地区は、小田急小田原線相武台前駅の西 1.0km 以内に位置し、キャンプ座間の返還が示された区域及び既に返還されている市民体育館並びに大坂台公園等を含む区域である。また、地区の特徴として、駅に近接し、幹線道路に接するなど、市街化区域に隣接している利便性の高い区域である。</p> <p>座間市都市マスタープラン運用方針（地域別構想・地域別都市づくりの方針「キャンプ座間返還跡地地域」）に基づき、公共・公益施設を計画的に配置し、快適で質の高い地区環境の形成を図ることを目標とする。</p>					
	土地利用の方針	<p>本地区は、既存の都市公園や緑地等の自然環境を生かし、市民のための「医療・防災拠点」を整備し、良好な住宅地を創出するため、次のとおり土地利用の方針を定める。</p> <p>1. A 地区</p> <p>(1) 医療・防災拠点エリア</p> <p>市民が健康で安心な日常生活を確保できるよう、安定した広域的な救急医療体制の確保と地域への医療サービスの向上を目的とした、総合的な診療科目を有する医療施設と、消防、防災活動の新たな拠点として、耐久性、安全性に優れ、充実した機能を備えた消防庁舎としての土地利用を図る。</p> <p>(2) 公園・広場エリア</p> <p>スポーツ・レクリエーション施設としての役割を果たす他、災害時の広域応援受入の際の活動拠点としての役割を備えた市民体育館、「スポーツと健康の森」及び「憩いとやすらぎの空間」を概念とした公園として土地利用を図る。</p> <p>(3) 住宅エリア</p> <p>良好な住環境を創出するとともに、周辺環境に配慮した中高層の住宅地の土地利用を図る。</p> <p>2. B 地区</p> <p>(1) 大坂台公園エリア</p> <p>既存の都市計画公園で、公園・広場地区と一体的な利用ができる公園として土地利用を図る。</p>					
	地区施設の整備方針	地区内の建築物等へのアクセス経路の確保及び安全で快適な魅力ある歩行者空間を創出するよう道路の整備を行う。また、既存の体育館、都市計画公園 3・3・3 大坂台公園と連続した空間となる公園の整備を行う。					
	建築物等の整備の方針	適正な土地利用が図られるよう、建築物の用途の制限、容積率の最高限度、建ぺい率の最高限度、敷地面積の最低限度を定める。また、良好なまちなみを形成するため、壁面の位置の制限、建築物等の形態又は意匠の制限、かき又はさくの構造等の制限を定める。					
	緑化の方針	自然環境を維持するため、公園は既存の緑地をできるかぎり保全し、敷地内は、積極的に緑化につとめること。					
地区整備計画	地区施設の配置及び規模	種類	名称	幅員	延長	面積	備考
			歩道 1 号	1.8m ～3.9m	約 386m	約 900 m <sup>2</sup>	県道 51 号沿道（新設）
	道路	道路 1 号	9.0m	約 280m	約 4,500 m <sup>2</sup>	新設（西側） （法面を含む）	
		道路 2 号	14.0m	約 60m	約 1,700 m <sup>2</sup>	新設（東側） （転回広場等を含む）	
	公園	公園 1 号			約 8,300 m <sup>2</sup>		

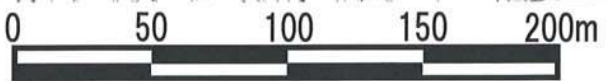
建築物等に関する事項	地区の区分	地区の名称	A 地区	B 地区
		地区の面積	約 6.4ha	約 1.6ha
	建築物の用途の制限	次に掲げる建築物以外の建築物は建築してはならない。 1. 病院 2. 消防署 3. 体育館 4. 宿舎(都市計画法施行令第 21 条第 26 号ホに掲げる以外の宿舎) 5. 自動車車庫 6. 巡査派出所、公衆電話所その他これらに類する建築基準法施行令第 130 条の 4 で定める公益上必要な建築物 7. 前各号に附属するもの	次に掲げる建築物以外の建築物は建築してはならない。 1. 巡査派出所、公衆電話所その他これらに類する建築基準法施行令第 130 条の 4 で定める公益上必要な建築物 2. 前号に附属するもの	
	容積率の最高限度	20/10	10/10	
	建ぺい率の最高限度	6/10	5/10	
	敷地面積の最低限度	4,500 m <sup>2</sup> ただし、公益上必要な建築物の敷地についてはこの限りではない。		
	壁面の位置の制限	計画図に表示した敷地境界線から建築物の外壁等の面までは 2m 以上後退した位置とする。		
	建築物等の形態又は意匠の制限	建築物及び屋外広告物等の形態、意匠、色彩等については、周辺との調和に配慮したものとし、刺激的な色彩又は装飾は用いないこととする		
かき又はさくの構造等の制限	敷地境界に面するかき又はさくは、生垣又は透視可能なフェンス等とする。			

キャンプ座間返還跡地地域地区 地区計画図



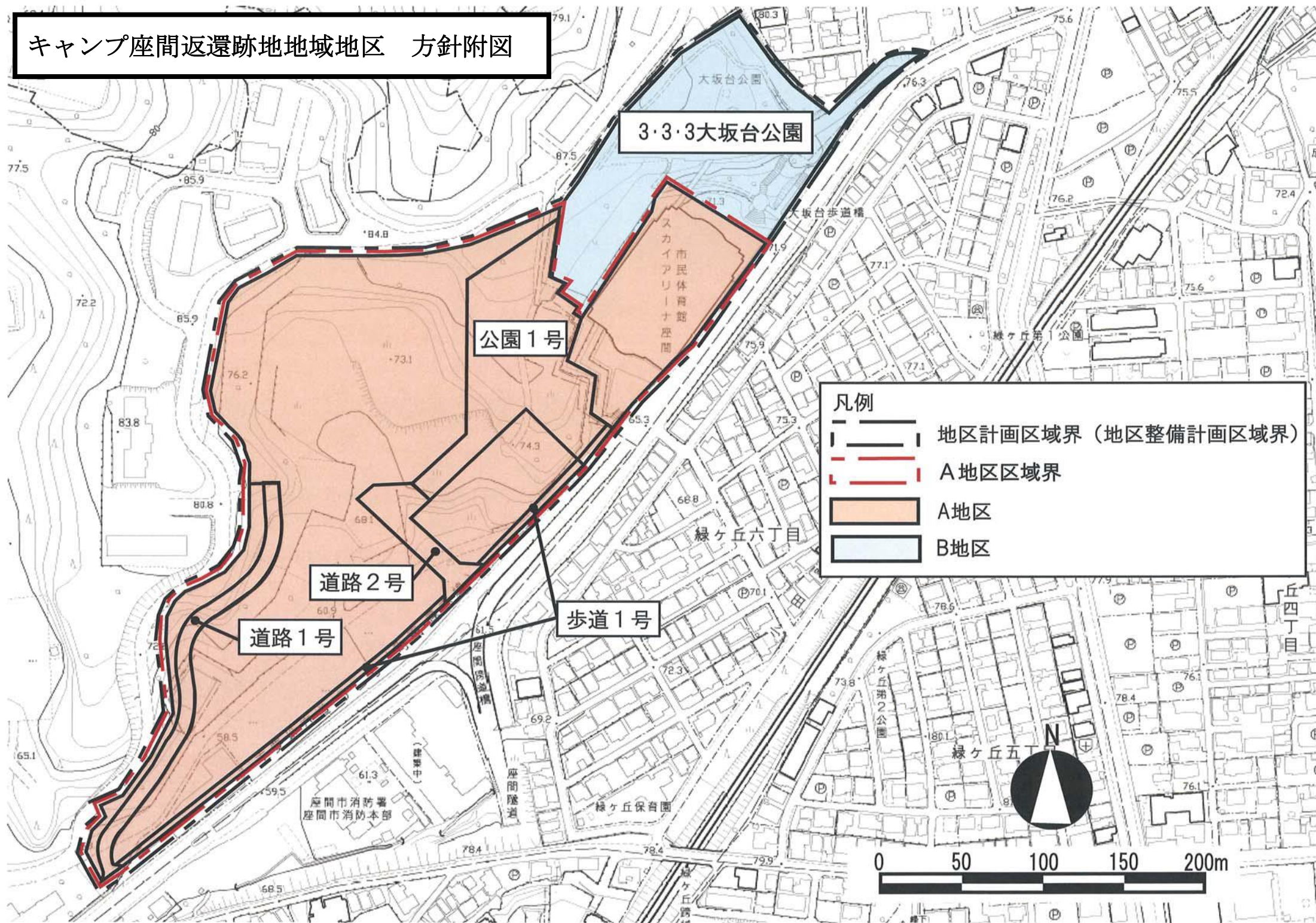
凡例

-  地区計画区域（地区整備計画区域）
-  エリア区分線
-  歩道1号（幅員1.8～3.9m）
-  道路1号（幅員9m）
-  道路2号（幅員14m）
-  公園1号（約8,300㎡）
-  公園（都市計画施設3・3・3大坂台公園）
-  壁面の位置の制限





# キャンプ座間返還跡地地域地区 方針附図



3・3・3大坂台公園

公園1号

道路2号

道路1号

歩道1号

**凡例**

- 地区計画区域界 (地区整備計画区域界)
- - - A地区区域界
- A地区
- B地区

